

第1回  
サンルダム建設事業の  
関係地方公共団体からなる検討の場

日 時：平成22年12月24日(金) 14:00～15:30  
場 所：名寄市総合福祉センター 1階多目的ホール

## 1. 開 会

事務局（河川調整推進官）：

定刻となりましたので、ただ今より、第1回サウルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催したいと思います。

私は、北海道開発局河川計画課河川調整推進官を務めております石川でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきたいと思っております。

議事に入ります前に、会場の皆様をお願い申し上げます。会場の皆様には、検討の場の公開についてと題しましたペーパーを配布させていただいております。傍聴、取材につきましては、議事進行の妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願い申し上げます。また、円滑な運営のため、フラッシュ、照明等を用いた撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、傍聴席前方や指定させていただいております撮影場所より前での撮影はお控えいただきますようよろしくお願い申し上げます。皆様のご協力をお願い申し上げます。なお、事務局では、本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行いますことをご了承願います。

それでは、続きまして資料の確認をさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元には資料が配付されておりますけれども、まず、議事次第、それから本日の出席者名簿が両面になった資料、それから資料-1といたしまして検討の場規約案でございます。資料-2といたしまして、今後の検討の進め方についてでございます。資料-3といたしまして、天塩川流域の概要ということでございます。

それから、参考資料といたしまして、参考資料-1～4までお手元の方に用意をさせていただきます。

以上となりますが、もし不足があるようでしたら事務局までお知らせください。

それでは、ここで、本日お集まりいただきましたご出席の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、本日は北海道知事が所用のため、代理であります土木局長の田中様でございます。土別市長の牧野様でございます。名寄市長の加藤様でございます。和寒町長の伊藤様でございます。剣淵町長の佐々木様でございます。下川町長の安斎様でございます。美深町長の山口様でございます。音威子府村長の千見寺様でございます。中川町長の亀井様でございます。天塩町長の浅田様でございます。幌延町長ですが急遽所用で欠席となります。代理で総務課長の谷口様でございます。豊富町長の工藤様でございます。

検討主体の北海道開発局からは、北海道開発局長の高松でございます。建設部長の佐藤でございます。建設部河川計画課長の鎌田でございます。旭川開発建設部次長の平野でございます。留萌開発建設部次長の船山でございます。

それでは、議事に先立ちまして、北海道開発局長の高松よりご挨拶申し上げます。

## 2. 挨拶（北海道開発局）

北海道開発局長（高松 泰）：

本日は年末のお忙しい中、本検討の場にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

国土交通省では、できるだけダムにたよらない治水への政策展開を進める、こういう考え方に基きまして、昨年12月に有識者会議を設置し、治水対策のあり方について検討を進めているところでございます。本年9月に、この有識者会議により、今後の治水対策のあり方について、中間とりまとめがまとめられました。

これを受けまして、サンルダム建設事業につきまして、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があったところでございます。

検証にかかる検討にあたりましては、科学的な合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図りながら、なおかつ地域の意向を十分に反映する措置をとりつつ進めることとされており、予断なく検証を行うこととされております。

この大臣指示を受けまして、皆様方と調整をさせていただきましたが、この度、この検討の場について、ご協力をいただき設置させていただいたところでございます。

今後、この場を通じまして、サンルダムの検証にかかる検討について、皆様からご意見をいただきながら相互の立場を理解しつつ、検討の内容の認識を深め検討を進めていきたいと思っております。ご協力方よろしく願いいたします。

本日は第1回目でございます。今後の検討の進め方等についてご説明させていただき、皆様からご意見等を頂戴したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

## 3. 議 事

事務局（河川調整推進官）：

これより議事に入ります。議事の円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影はここまでとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事についてですが、お手元の議事次第にもありますとおり、規約について、2つ目に今後の検討の進め方について、それから流域の概要について等、3つの議題を用意しております。

規約及び今後の検討の進め方について事務局からそれぞれ説明をさせていただき、その都度、ご質問・ご意見をお受けしたいと思います。その後、今後の検討を進める天塩川流域の概要について、事務局から説明をさせていただき、全体を通じてご意見等をお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。15時30分頃までということで予定をしておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、まず規約についてですが、事務局の方から説明をさせていただきたいと思っております。資料-1でございます。お手元の資料-1をご覧ください。

検討の場規約案につきましては、事前に皆様にお示しさせていただいているところでございますが、ここで一旦読み上げたいと思っております。

まず名称ですが、第1条「本会は、『サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場』（以下「検討の場」という。）と称する。」

目的、第2条「検討の場は、検討主体によるサンルダム建設事業の検証に係る検討

を進めるに当たり、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。」

検討主体、第3条「検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、サンルダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営・検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。」

検討の場、第4条「検討の場は、別紙で構成される。」別紙はその裏になりますが、北海道知事をはじめ流域の11の市町村長で構成されます。検討主体は北海道開発局長ということでございます。戻りまして、2「検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。」3「検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。」4「構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。」

情報公開、第5条「検討の場は、原則として公開する。」2「検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べるできない。」3「検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動物種の生息場所等を示す資料等、公開することが適当でない資料は、検討の場の構成員の過半数の了解を得て非公開とすることができる。」

事務局、第6条「検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部、旭川開発建設部及び留萌開発建設部に置く。」2「事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。」

規約の改正、第7条「この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。」

その他、第8条「この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。」

附則といたしまして、本日、ご承認いただけるのであればこの規約は平成22年12月24日、本日から施行する。そのように提案させていただきたいと思っております。

ただ今のこの規約案につきまして何かご意見等ございますか。

特に異議がないようですので、本日付で案を取りまして、この規約に基づきまして検討の場を運営していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に検討の場の進め方について、これも私の方から説明をさせていただきたいと思っております。皆様には、お手元の資料-2をご覧くださいと思っております。まず1ページ目、検討個別ダム検証の進め方等ということでここにフロー図がございます。個別ダムの検証につきましては、このフロー図に従って進めていくこととなります。

まず、有識者会議の中間とりまとめが、平成22年9月に発表されました。これは、参考資料-1でございます。その後、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施

要領細目が策定されております。これは、参考資料-3をご覧ください。それに基づきまして、国土交通大臣が個別ダムの検証に係る検討を指示ということで サンプルダムの場合、直轄ダムですので北海道開発局長に指示がきたところです。これが9月28日でございます。参考資料-2を参照下さい。

その後、これら指示に基づきまして、個別ダムの検証を行っていきます。今、赤枠で囲ってる部分が、個別ダムの検証に係る検討の中身でございます。詳しくは、後ほど説明をしますので、おおまかな流れとして次に進めさせていただきます。この検討を終えまして、検討主体から本省へ検討結果を報告いたします。本省では、有識者会議から意見を聞きまして、対応方針等の決定という流れになります。

それでは、個別ダムの検証に係る検討の具体的な流れにつきまして、説明をして参りたいと思います。まず、検証対象ダム事業等の点検ということでございまして、検証対象ダムの総事業費・堆砂計画・工期それから過去の洪水実績等計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行います。

そういう点検を行いまして、その後目的別検討ということで、ここでは洪水調節、治水対策の例で説明をさせていただきたいと思います。複数の治水対策案を立案ということでございますけれども、これは河川整備計画に想定している目標と同程度の目標達成することを基本といたしまして治水対策案を立案する、複数の治水対策案を立案するということでございます。それから、各治水対策案は河川を中心とした対策に加えて、流域を中心とした対策を含めて幅広く検討するということが重要であり、別紙-1の方策を組み合わせることで立案をするということです。

その立案された治水対策案につきまして、概略評価による治水対策案を抽出します。沢山の治水対策案がございますので、概略評価で2～5案程度に絞り込むということでございます。

その後、治水対策案を評価軸毎に評価します。治水対策案を環境への影響等さまざまな評価軸で評価をするということでございます。評価にあたっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行うということでございます。

こういった評価軸での評価を行いまして、目的別、ここでは治水対策ですけれども、その総合評価を行うということでございます。そのほかの目的、新規利水の観点からの検討、それから、流水の正常な機能の維持の観点からの検討、そういった利水や流水の正常な機能の維持の観点からも同じように検討していくということでございます。それぞれの目的別の検討を行いまして、最後、検証対象ダムの総合的な評価ということで、対応方針案の決定ということに至っていきます。

これを進めるにあたっての進め方のポイントですけれども、検討にあたっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であるということありますので、検討主体は下記の を行った上で、河川法第16条の2等に準じて を行う進め方で検討を行うということでございます。

まず、 といたしまして、関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めるということでございまして、まさにこの場がその検討の場ということでございます。 検討過程においては、この検討の場を公開する等情報公開を行うとともに、主要な段階でのパブリックコメントを行う、 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見

を聴く、このような進め方で検討主体は検討をしていくということになります。

最後に、検討主体は検討の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成をする。それにつきましては、事業評価の監視委員会の意見を聞き対応方針案を決定する。このような進め方で進めていきたいと考えております。

次の2ページ目でございますけれども、ここに治水対策の方策を示しております。別紙-1の資料でございます。ダム案を含め26案の方策が、ここにございます。河川を中心とした対策が、2ページ目でございます。次の3ページ目には、流域を中心とした対策ということで、ここに示されているような対策を組み合わせ、幅広い方策を組み合わせ治水対策を検討していくということでございます。

4ページ目でございます。別紙-2ということでございますけれども、そういった立案された治水対策案につきまして、評価をする評価軸でございます。安全度の他に、コスト・実現性・持続性・柔軟性・地域社会への影響・環境への影響、こういった評価軸でもって評価をしていくということでございます。

以上が治水対策の評価の観点ですけれども、8ページ目をご覧ください。新規利水の観点からの検討ということで、別紙-6ということでございます。

新規利水の観点からの検討におきましては、利水の参画者に対しまして、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m<sup>3</sup>が必要かの確認、それから代替案が考えられないか検討するよう要請をいたしたいと思っております。

サンルダムにおきましては、上水道におきまして、利水の参画者であります名寄市と下川町に対しまして、サンルダムの検証にかかる検討を進めるにあたり必要となる資料等の提出について、文書により別途お願いをしたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思います。

その後、利水参画者の要請とご回答を得た後、検討主体として利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認させていただきたいと考えております。さらに、検討主体が有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討、概略検討により治水対策案を抽出、治水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取、治水対策案を評価軸ごとに検討をしまして、治水対策案について総合的に検討していくような流れでございます。

また、流水の正常な機能の維持の観点の検討におきましても、このフローを参考に検討を進めて参りたいと考えております。別紙-7には、利水の代替案につきまして、13の方法が示されております。こういった代替案を検討していくことになります。その案に対しまして10ページです。別紙-8でございますけれども、評価軸と評価の考え方ということで、新規利水の観点からの検討におきましても、目標・コスト・実現性・持続性・地域社会への影響・環境への影響、こういった評価軸で評価をしていくというようなことでございます。

以上で、資料-2の説明、今後の検討の進め方についての説明を終わらせていただきたいと思っております。

ただいまの説明でわかりづらいところもあったかと思っておりますけど、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ、下川町さん。

下川町長(安斎 保):

大変お世話になっております。下川の町長でございます。あの、1、2点、お伺いしたいことと、意見について述べさせていただきたいと思うのですが、まずは、規約の

中で第3条に関係住民ということがありますが、範囲をどうお考えか。

私どもとしては、関係住民というのは当然流域住民であり、そこに住む人たちが最優先されるべきであって、こういう方達への意見聴取であるならばそれなりにいいと思うわけですが、関係住民をあまり広く解釈せずに流域住民の意見を優先すべきと考えており、要望します。

次に、今後の検討の進め方について、意見とお願いを申し上げたいのですが、ご承知のとおり、サンルダムについては平成15年から今日まで20回にわたり天塩川流域委員会において、このダムの必要性、流域のあり方について十二分に議論がされております。

そして、その必要性、重要性が認識されて去年の本体工事の入札公告がなされたところでございます。それにもかかわらず、工事凍結の方針が出されたことは我々流域住民にとっては誠に遺憾であり、同時に不安感を大きく募らせております。

そして、本日の検討の場、私は議論とか、検討とか既になされていることの繰り返しであり、必ずしもその必要性はないものと考えており、今はただ、この検討の場の議論を短時間に終結をしていただいで、1日も早い本体着工を願いたいとこのように思っております。

ついでには、この検討の場がいつ頃までを目処にして行われるのかが1点目、今後、何回程度の開催を考えているのかということ。それからもう一つは、我々は1年でも早い本体着工を願っている立場でございますので、平成24年度に何とか予算計上を願っており、この検討会でいつ頃までに結果が出されればその可能性が大になるのかということもお伺いしたいと思っております。

このように時間がかかればかかるほどコストが嵩み我々流域に住むものにとっては、正直言っていつまで我慢をせよと待たされるのかという感が非常に強いものですから、質問と合わせてお願いと意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局（河川計画課長）：

私の方から述べさせていただきますが、まず一番最初のご質問は、規約の第3条にある意見聴取をする際の関係住民の定義ということですがけれども、今日、この場にも関係地方公共団体ということで流域の首長さんにご出席いただいております。意見の聴取する範囲としては、天塩川の流域の中にお住まいの方を想定しております。

ただ、その前の文書でございますけれども、主要な段階でパブリックコメントを実施するとありますので、パブリックコメントについてはもう少し広い範囲から意見が寄せられるのではないかなと考えております。

それから、進め方のところで既に天塩川流域委員会で20回議論をして、既に代替案等についても議論がし尽くされているのではないかという点についてですがけれども、今ほど事務局の方から説明しましたとおり、今回、有識者会議で決められた検証の仕方といいますのは、これまで全国の流域委員会で行われてきた方法よりさらに幅が広い、例えば、治水対策であれば河川に係るもの、放水路と遊水地とかそれ以外にも流域対策ということで、例えば、学校のグラウンドに水を溜めるとか、あるいは田んぼに一時水を溜めるとか、そういったことも含めて対策としてダムも含めて26項目ございますけれども、これを一つ一つきちんと検討してダムの代替案にならないかということ事務局の方で検討して皆様にお示ししたいと思っておりますし、また、評価

基準につきましても、治水の方では7つの評価基準、これもこれまでよりは多様な評価基準となっておりますので、私ども検討主体の方としては、これまでやったことより広く深く代替案について検討しなければいけないと考えております。

それから、2点目と3点目は関わりが深いと思いますが、検証作業の目処、検討の場を何回開催をするのかということでもありますけれども、まず、今ほど説明をしましたとおり、検証にあたっての検討すべき作業というのはかなり範囲も広いですし、これまでやってきたことよりもさらに広くて、それぞれがかなり深さも深いということで、検討すべき作業ボリュームというのはかなり大きいというふうに私ども思っております。そういうこともありまして、今の時点でいついつまでにこの検証作業を終えることができますとははっきり申し上げられませんが、作業そのものは検討主体がやることですので、できるだけ速やかに検討作業を進めていきたいと考えております。

それに併せて、この検討の場も何回やるかということにつきましては、検討の進み状況にもよりますので、ここで具体的に何回ですというところまでは申し上げられる段階まで来ていないというふうに考えております。

それから、最後の平成24年度の予算計上をするために検証作業をいつまでに終えないといけないのかとのご質問かと思うのですが、若干、はっきりしないところもありますけれども、私どもとしてもこのダムの検証作業と予算のスケジュール、概算要求だとか、あるいは新聞では今日、来年度予算の閣議があるというような報道もされてますが、そういった予算のスケジュールを頭の中に入れて、当然作業を進めていきたいというふうに考えてはおりますけれども、このあたりは平成24年度はいつだったら間に合うのかというのはなかなか私どもで決められないといえますか、政治主導ということもありますので、タイミングとしては概算要求ですとか、今回のこの政府案、そういったものが出されるタイミングを意識する必要があるのかというふうに考えております。以上でございます。

事務局（河川調整推進官）：

どうぞ、名寄市さん。

名寄市長（加藤 剛士）

名寄市長の加藤です。改めて本日は高松北海道開発局長、北海道の田中土木局長を始め、流域の首長の皆さんにお集まりいただき、サンルダムの検討の場をこの名寄市で開催をいただきました。まずお礼を申し上げます。今、縷々説明がございましたが、改めて私からも1、2点この検討の進め方についてお聞きしたく思います。今も下川町長からお話がありましたけれども、天塩川流域委員会において、3年半、延べ20回にわたる議論が既に開催され、地域の流域の住民の皆さんからの意見聴取も行われ、改めてサンルダムの必要性についてしっかりと示されたというふうに認識をしていました。

今ほどの説明ではなかなか理解しにくかったものですから、この今までの協議経過がどのようにこれからの検討に活かされるのか、まったくゼロからのスタートなのか。今までの協議経過と今回の進め方の整合性を改めてお聞きしておきたいと思っております。

もう1点は、今回ダム事業が遅延されるということで、我々利水参加者はその都度事業計画の大幅な見直しを余儀なくされております。特に事業の遅延による様々な費用負担の増大を大きく懸念をしているところでございます。

サンルダムは、まさに本体工事着工の目前での凍結ということでもあります。平成2

5年の完成に合わせた我々の水道計画・事業計画は直接影響を受けておりまして、様々な資金計画にも狂いが生じております。

このような影響を、国の方ではどう考えてくれているのか、どう担保していただけるのか、どう対応していただけるのか、ということをもう1点お聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

事務局（河川計画課長）：

1点目の天塩川流域委員会の20回の協議経過と今回の検証についてなんですけれども、これまで流域委員会でも治水代替案は議論されておりまして、その部分について使えるものは使っていこうと思えますけれども、その時も、例えば遊水地も出ていると思うんですが、そういったものも、今一度点検といひますか、再検討はしていきたいというふうに考えております。そのまま使えるものがありましたら使いますし、見直すべきものは見直す、そういう考えでございます。そういう意味では、再度点検をするという考えでおります。

それから、2点目の利水の事業計画についてなんですけれども、もともとが平成21年本体着工で平成25年完了ということをして市長仰られましたけど、昨年に工事の発注を途中で止めておりますので、この先どうなるのかということなんですけれども、まず1番目としましては、作業ボリュームは沢山ありますけれども、先ほど申し上げましたが、検討の作業自体はできるだけ遅くならないように、私どもがやるべき検討作業はできるだけ速やかに進めていきたい、ダムを検証作業という作業は一生懸命やっていきたいと考えております。そういった中で、最終的なダムの対処方針につきましては先ほど説明いたしましたとおり、国土交通本省で有識者会議の意見ですとか、あるいは政務三役の判断等で対処方針が最終的に決定されるんですけれども、その対処方針が決定された際にその時点での対処方針に基づいていくつかのパターンは考えられますけれども、それぞれいろいろ対処すべき関係する法令等がございますのでそういった法令を使いながらですね、利水者の方へも適切な対応をとっていききたいとそういうふうに考えております。現時点で、私どもとしてはその時点でできる対応を適切にやっていききたいと考えております。

事務局（河川調整推進官）：

中川町さん、お願ひいたします。

中川町長（亀井 義昭）：

中川町長の亀井です。今回この検討の場というのは中間とりまとめの結果を受けてなされるということで、そもそも論になってしまひますが、先ほど評価軸のお話もございました。そもそもの話としまして、できるだけダムによらない治水ということでミッションとして与えられていると、そこにおけるできるだけダムによらないということをして、この有識者会議なり評価をどういうふうに解釈したのかが分からなかったんですね。

これについて、中間とりまとめのパブリックコメントでもコメントを出させていたいただいたんですが、まだ釈然としていなくて、できるだけダムによらないというところの、つまり財政赤字の解消のためにダムを造るのを止めたいと、もっと安上がりな方法で治水の方法があるのであればその方法を求めるという財政論で考えてそのような表現をされたのか。そうではなくて、自然環境保護の観点から、もっと自然界に人工工作物を造らずに何とか治水というものがやれるんじゃないかという観点での自

然保護を優先しようという観点で、できるだけダムによらないということを行ったのか。そのところがないと、先ほど示されました評価軸、コストによるのか、あるいは自然環境に対する負荷によるのか、また、発現性によるのか、そのところが最終的に決着がつかなくなってしまうのではないか。

やはり、治水対策の本質論というのは、流域住民の生命財産を守ることであるというふうに思っております。ですから、そこに重視をした治水としてどうあるべきかの表現であれば良いのですが、何か、国家の危機管理として本当に治水は大切でありますけれども、「できるだけ」みたいな表現が入ることに理解ができないというところがあります。

また、先ほどからいつまで続くのかという話がありました。特に我々地方公共団体では、これまで、それぞれ各地方議会において、このサンルダムについては意見書、早期着工、あるいは早くやってくれということで議会の意見書が議決されております。

でありますので、地方公共団体の意見としてはとにかくそういった形で決着がしておりますけれども、もう一回検討の場をもってですね、またその結論を最初からなぞるのかと思いますと、先ほど申し上げたとおり危機管理として背中にいつ洪水が起きるのかわからない、大水がくるのかわからない、災害がおこるかもしれない、ということを負いながらやっているわけで、いたずらに議論のための議論を重ねるといのは、非常に国家的な損失だと思っております。

できれば、結論がでていることを、もう一回議論のための議論を繰り返すのは、なかなか我々としても住民の方に説明しがたいと思っておりますので、そのところよろしくお願いいたします。

事務局（河川計画課長）：

1点目の「できるだけダムによらない治水」、こういう施策が財政論からきているのか、あるいは環境保全からきているのかということだと思いますが、先ほどご説明しましたとおり、中間とりまとめにしたがって検証するという指示をいただいております。その中では、いろんな評価軸の中でコストを第1番目に考えなさいと、いろんな評価軸の中では7つ位ありますが、同じ治水対策をするときに、ダム案、他の案をいくつか並べた時にコストを一番優先して考えなさいという指示がきておりますことをご理解いただければと思います。

それから2点目の、議論のための議論ということですが、同じことの繰り返しになると思いますが、検証にあたって検討すべき作業ボリュームというのはかなり沢山あるというように感じておりますけれども、ただ私も検討主体、事務局のやる作業はできるだけ速やかに、災害は待たないというのは自分たちもそういった仕事に携わっておりますので、来年起きるかもしれない、再来年起きるかもしれないということは、そういう気持ちは私も勿論分かっているつもりですので、自分たちがやるべき作業についてはできるだけ速やかにやっていきたいと思っております。

中川町長（亀井 義昭）：

くどくて申し訳ないですけども、先ほど名寄市長さんが仰ったように、また下川町長さんも仰ったようにですね、流域委員会において議事録がありまして、委員の方から、ダムに頼らず遊水地、河川改修による治水対策を検討した上でダム案と比較すべきだということがあって、当然ながら他の意見との調整をやって仕上がっていると思っている。そのところに地域的に想定しないような案があったりしますよね。例えば、

先日、九州の佐賀県の武雄市の市長さんが仰っていましたが、たまたま鉱石の採取後にたくさんスペースがあるところに水を溜めるという方式を考えましたと、そういう方式もあるんでしょうが、現実的に地域にそういう場所がある所もあればない所もありますね。そういうことまでを全部検討してやりましたと、ですからこの案にしましょうということを経験を掛けて議論するんだらうか、もう少し賢い方法があるんではなからうかと思うんですが、それはやはり中間とりまとめで指示をされているミッションなので、仕方ないからそこはやりましょうという立場にならざるを得ないということでしょうか。

事務局（河川計画課長）：

私どもとしては、例えば、治水であれば26の方策、ひょっとするとそれ以外にも天塩川に合ったものがあるかもしれませんが、そういったものを一つ一つですね、きちんと検討していこうと考えております。

事務局（河川調整推進官）：

下川町さん、どうぞ。

下川町長（安斎 保）：

今、治水のことが最重要視されておりますが、ダムというのは治水ばかりではなくて利水も当然重要ですし、私は河川環境を考えたときにダムの優位性というのは非常に重要でないかと思っております。3年前か4年前かと思っておりますが、非常に渇水が起きまして川の魚が腹を向いてしまったところが何箇所かありました。これは7月に入っても8月に入っても雨が降らないという理由ですね。そうすると、川の水が少なくなり水温が上がり河川環境・水質が非常に悪くなったということです。そうすると、環境問題等こういうこともしっかり考えた中で水を一定量流してもらおう。そのためには、やはり水を有効に活用するというのがダムの最も重要な部分であると思っております。治水であり、利水であり、環境であるということを経験を考えたときに、ダムによる水ほど重要なものはないとこのように考えます。したがって、今年のようにこのような異常気象が起きるときに、やはり水というのは最も重要なものだと思っております。

近年、国内においてもあるときは大雨が降り、あるときは渇水になるというそのような状況、それを助けるのがダムだと思っておりますので、流域に住む我々にとっては安心・安全を望むと同時に、環境というものに配慮しながら日々の生活をおくっております。そのためには是非ダムによる安定的な水の確保を考えていただきたいことと、それから中川町長さんと同じく、もう検討すべき事項はすべて終わったと思っております。

代替案では、遊水地とかそういう話もありますが、この流域で遊水地を造るとしたら下流域にしか場所はないのではないかと、そうしたら何にも治水とか、利水に効果がない。ただ遊水地を造るとしたら上流になければならない。上流に造るということになると下川か名寄にしかない。それでは地域経済に及ぼす影響は非常に大きいし、そのことによって良い効果が得られるかということは考えられません。

そういったことも十二分に議論されておりますので、改めてお願いしておきますが、速やかに検討の場を終結していただき、その結論が流域委員会の結論と同じことになると私どもは感じておりますし、流域住民の皆さんすべてがそう思っておりますので、是非、ご検討いただきたく、改めてお願い申し上げます。

事務局（河川計画課長）：

1点目の町長さんが仰られたところは、一覧表でいいますとダムの流水の正常な機能の維持の観点からの検討というところにあたるんですが、湯水のと看でもダムから水を補給するということなんです、その点につきましても新規利水と同様な手法で、必要性、あるいは代替案についてもきちんと検討する予定にしております。

それから、2点目の速やかにというところは、私どもも速やかに検討作業は進めたいと思っております。

事務局（河川調整推進官）：

どうぞ、土別市さん。

土別市長（牧野 勇司）：

土別市長の牧野勇司でございます。コンクリートから人へということで政権が代わってですね、正直申し上げて、ここにいらっしゃる北海道開発局長を始め、皆様方も相当戸惑いがあるのではないかと私もそういうふうに察するところであります。

先ほどのお話のとおり、流域市町村が議会でも意見書を可決して、それぞれ国に要請を行ってありますし、あるいは治水促進期成会でもですね、凍結を1日でも早く解除していただきたいと、何度も国に対して、政治家に対して要請をしているわけですね。

正直申し上げて、先ほどのいつまでの終結を目標にこの検討を進めていくのかというところは、開発局の皆さん方、大変お忙しいと思いますが、代替案を含めて早急に検討いただきながら、早期にこれは目標をしっかりと決めて私たちと協議していかないと、いつまでもダラダラ進んでも先ほどの話のとおり、利水対策に今真剣になっている名寄市、あるいは治水・利水対策を含めた下川町、流域の皆さん方は大変な思いがあると思いますのでひとつ踏ん張っていただきたいと思っております。

それと、土別は天塩川の源流域にあたります。土別市と朝日町が合併いたしまして、まさに天塩岳から来てですね、昭和40年に岩尾内ダムを着工されて約71億円という巨額を投資をして昭和46年に竣工をしました。それまでは、天塩川そのものが荒れ川あるいは洪水ということで大変な時代もあったのですが、約1億 $m^3$ という貯水を岩尾内ダムにおいて水量調節をしながら、今では農業、工業、生活用水そしてまた冬期間の流雪溝を含めてですね、地域に多大な貢献をもたらしていると思っております。

そういった経過も踏まえながら、先ほどお話のあったとおり、3年半にわたり有識者会議で、地域の皆さん方ももちろん大学の先生方も入ったと思うんですが、そういう中で最終的にでた結論をですね、たしかに代替案についてはもちろんそれを提示していただいて私どもが検討するのは当然でありますけれども、もう地域の意志としてこれは早期にやっていただきたいということを申し上げながら、実際に済んでいるわけありますし、既に52%の工事が済んでいるとこういうことですから、コスト的なことも検討していただいて結構ですが、こういった地域の意向も踏まえて段取り方よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局（河川計画課長）：

はい、叱咤激励をいただいたと思って、速やかに取り組んでいきたいと思っております。

事務局（河川調整推進官）：

では、また後ほど全体を含めたご意見を伺いたいと思っておりますので、次に進めさせていただきます。今後検討を進めていきます天塩川流域の概要について、担当よりご説明をさせていただきます。

事務局：

それでは資料-3、またはスクリーンの方をご覧くださいと思います。まず1ペ - ジ目、天塩川流域の概要を説明いたします。天塩川は幹川流路延長256km、流域面積5,590km<sup>2</sup>の河川で日本最北の一級河川です。

流域図の濃い茶色の部分は山地、薄い茶色が丘陵地台地、緑色が低地ですけれども、山地丘陵地を縫うように天塩川が流れています。その河川沿いに低地部があるというところです。河川は天塩川上流部を急勾配で流れ下り、中流部、下流部等は緩勾配で流れています。

続きまして2ペ - ジ目ですが、流域の土地利用ですけれども、図の赤い部分が市街地、ピンクが田畑・牧場です。緑色が森林湿地を示しています。河川沿いの低地部に市街地や農地が多く形成されています。また、道北地方の各都市を結び社会経済上極めて重要な交通インフラであるJRや国道が天塩川を併走しています。このように河川沿いでは土地利用が進み、多くの住民が暮らし、資産が集積しています。そのため、一度洪水氾濫が生じれば、地域は大規模な被害を受けるとともに、周辺地域も大きな影響を受けるものと考えられます。

続きまして3ペ - ジ目、河川沿いの土地利用の進展をみたもので、左側は中川町市街、右側は名寄市風連地区です。まず中川町についてですが、昭和22年天塩川本川が大きく蛇行して流れています。市街地は、写真でいうと河川の上側で右岸側にあります。昭和42年、平成12年では河川のショ - トカットや堤防整備の進捗に伴いまして、市街地が広がりを見せているのがわかります。続きまして右側の名寄市風連地区ですけれども、昭和22年は河川が狭い流路で流れておりまして、農地が広がっております。昭和42年、平成12年では堤防整備、河道掘削が進み、農地がさらに広がりを見せているというのが分かります。

続きまして4ペ - ジ目、地域の社会経済活動に水利用は欠かせませんけれども、この表は天塩川の取水量を整理したものです。かんがい用水・発電用水が多く利用されているほか、水道用水・工業用水としても利用されています。特に水田の多い名寄市、士別市の水利用が多く、写真のような頭首工等の取排水設備が多数整備されている状況です。

続きまして5ペ - ジ目ですけれども、一方で河川水の利用の多い夏の時期は写真のように河川流量が少なくなり、かんがい用水の自主節水が度々行なわれております。そのような対応にも関わらず、平成19年には藻類が発生し、水環境が悪化する等起こっております。

続きまして6ペ - ジ目、流域の特徴を整理したのですが、河川環境、河川利用についてです。左側の写真から順番に、連続した河畔林が分布する河川ということです。それからサケ・マス等が遡上し産卵床が分布する河川。それから天塩川の名前の由来であるテッシンがある河川となります。右側ですが、豊かな自然景観からカヌー - 利用がとても盛んな河川です。旧川が残されて親水空間となっている河川という天塩川流域の特徴です。

続きまして7ペ - ジ目ですが、流域の主要産業である農業についてまとめたものです。図の円グラフは水稻、かぼちゃ、アスパラガス、大豆これらの収穫量、それから乳用牛の飼育頭数を示したものです。北海道全体に対しまして、赤色が天塩川流域の割合を示しております。いずれも北海道を代表する産地となっているということが分

かると思います。

続きまして8ペ - ジ目ですが、ここからは流域の治水の話になります。まず既往洪水を整理した表があります。特に天塩川流域では、昭和30年、昭和48年、昭和50年、昭和56年に大洪水が発生しております。それを踏まえまして当時の治水計画を改定してきております。

続きまして9ペ - ジ目、主な洪水について洪水氾濫の状況の写真を付けたものです。右側の中段は昭和30年7月洪水の写真ですが、この年流域全体で甚大な氾濫被害が生じておりますけれども、特に名寄川の氾濫被害が大きく、この写真は鉄道が流失した状態を表しております。左真ん中あたりですが、昭和48年8月洪水の写真です。名寄市、美深町、音威子府村等特に中・上流域で甚大な被害が生じました。それから左上ですけれども、昭和50年8月の洪水の写真です。この年、流域全体で大規模な被害が生じました。それから右上の写真が、昭和56年8月洪水の写真です。この時も流域全体で大規模被害が生じております。それから最近ですと、右中段それから右下に平成13年、平成18年の写真があります。このように、近年も被害が生じているという状況です。

続きまして10ペ - ジ目、今年の7月、8月洪水の概要になります。今年、天塩川流域では度重なる豪雨により各地で被害が生じております。

7月27日から30日にかけて豪雨がありまして、河川水位が上昇、家屋の浸水被害が生じております。写真は音威子府村、美深町、名寄市、士別市の浸水被害の様子を添付してございます。それから8月13日から14日にかけて同じく豪雨がございまして、これは主に下流部での豪雨だったんですけれども、JRの運休、国道の通行止め、各地で内水氾濫被害が生じ、天塩町では水道施設の被害が生じております。写真としては、左上の中川町の支川の氾濫状況の写真を付けてございます。

続きまして11ペ - ジ目、今説明しました洪水に対しまして、過去から治水対策を推進してきたところですが、天塩川の治水の沿革を整理したものです。明治以降計画に基づき治水工事が進められ、昭和9年には捷水路工事が着手、これまで25箇所完成してございます。堤防工事は昭和20年代から中・上流域で、昭和30年代からは下流域で本格的に進められてきました。河道の浚渫、掘削工事は昭和30年代から主に下流域より本格的に進められてきました。

12ペ - ジ目は、これまで実施してきた治水対策となります。

続きまして13ペ - ジ目から、現在の天塩川の川づくりの計画であります、河川整備計画の説明をさせていただきます。計画は平成19年10月に策定されております。対象期間は概ね30年、洪水対策の目標は戦後最大規模の洪水流量により想定される被害の軽減を図ることです。目標流量は誉平基準地点において4,400 m<sup>3</sup>/s とし、既設の岩尾内ダム及び新規のサンルダムにより合わせて500 m<sup>3</sup>/s を調節して、河道への配分流量を3,900 m<sup>3</sup>/s とします。

また、概ね10年に1回起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を利水補給と相まって確保します。

14ペ - ジ目及び15ペ - ジ目は、河川整備計画の目標流量に対する天塩川整備の進捗状況と今後の整備箇所です。図中の黒い線が平成21年度末時点の完成区間、緑の線が今後の整備区間です。14ペ - ジですが、中流部から下流部というのは音威子府市街や中川町市街の堤防整備、それから問寒別川の合流点付近の河道掘削等を行う

こととなります。

15 ページも、同じく上流部から中流部に関しては美深町の堤防整備、名寄川合流点付近や美深町の河道掘削等を行うことになっております。

16 ページ目ですけれども、河川整備計画においては、河川環境に関し概ね10年に1回程度起こりうる渇水時においても、利水補給と相まって流水の正常な機能の維持を確保することがうたわれており、記載の水道用水、発電等各種用水の安定供給と合わせ河川水の確保を図ることとしております。16 ページの下側ですけれども、水道用水については、平成7年度、サンルダム基本計画を定める際、今後の水需要の増大や将来にわたり安定した供給のため、名寄市及び下川町が水源を本事業に求め参画をいたしました。発電についても同様に、現在のほくでんエコエナジ（株）が参画いたしました。

その後、平成20年に基本計画を変更する際、各利水参画者に需要量を確認したところ、水道用水については社会情勢の変化を踏まえ、名寄市は1,510 m<sup>3</sup>/日に、下川町は130 m<sup>3</sup>/日に変更になり、発電についても出力1,000 kW への変更となりました。

17 ページ目からは、サンルダム建設事業の説明になります。事業の目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電です。名寄川の支川のサンル川に、高さ46 m、長さ350 m のダムを建設する事業です。総貯水容量は5,720 万 m<sup>3</sup>、総事業費は約528 億円です。

18 ページ目は事業経緯です。昭和63年に実施計画調査、平成5年に建設事業着手となり、調査設計等が進められ、平成7年にダム基本計画が策定されております。平成10年には、損失補償基準妥結調印となり補償が進められ、平成11年には付替道路工事が着手されております。平成14年には事業再評価が行われております。なお、この後5年後の平成19年、更に平成20年にも事業再評価が行なわれております。

平成15年には川づくりの全体計画である天塩川水系河川整備基本方針が策定され、また、平成19年には前述の河川整備計画が策定されており、同計画に基づきサンルダムの建設が続けられております。平成20年にはダム基本計画が変更され、総事業費は約530 億円から528 億円へ変更となり、予定工期は平成20年から平成25年に変更になっております。そして平成21年12月サンルダムは検証の対象となるダム事業に区分され本検証に至っております。

19 ページ目ですが、事業の進捗状況です。事業費に関しては、総事業費約528 億円の内、平成21年度末で約274 億円執行されております。用地取得に関しましては、民地は100%取得済みで、全体では551 ha の内83%の取得となっております。家屋移転については、全13戸が移転済みです。付替道路については、93%の工事の進捗で、全12.4 km の内これまでに5 km が供用済みです。ダム本体工事関連工事については、平成21年度着手予定でしたが未着手となっております。

20 ページは、参考として添付してございます。

事務局（河川調整推進官）：

ただ今、天塩川流域の概要について説明をさせていただきました。

この前の今後の検討の進め方も含めまして、全体を通してご意見等がございましたら

お願いいたします。

下川町さん、どうぞ。

下川町長（安齋 保）：

建設地の町長として考え方を話ししたいと思います。

説明にもありましたが、サンルダムにつきましては昭和63年から実施計画調査に入りまして、新聞の記事を見ると何か誤解をちょっと招くような記事がありまして、350haの内250haは買収終わっているということで、何かまだ買収が終わっていないような表現がなされておりました。そのような事実はなく、本当はすでに民有地すべてが買収が終わっておりまして、この地に住んでおりました多くの方々がダムに協力をするというので、先祖代々の土地を離れて、そして今日までそのダムの完成を願っているわけですね。

それが、現地へ行きますと、柳や草が生えているということで、当初の計画では確か平成20年で完成と聞いておりました。そういった人達がどういう思いでその地を離れたと思いますか。水源の里協議会の中では、上流は下流を思い、下流は上流に感謝する、との大義名分が語られています。ダムに対し、理解をして、上流にいるものは下流の皆さん方を考えて、やはり自分の我だけを押してはいけないんだということで、ダムのために協力していただけたんだとそうのように思っております。そういった人達の思いにしっかりと応えていただくために、速やかに検討の場を終結して、また、判断していただきたいと思います。さらに私ども首長は、それぞれの地域の住民の安心・安全を預かる立場ということで、治水対策を緊急に行うべきではないかともこのようにも思っております。

先ほどもお話がありました、コスト的にはすでにダムに対して半分以上の予算が執行されており、流域における問題点は何一つ無いと思っております。先ほども土別市長さんからお話がありましたが、この天塩川流域治水促進期成会に加盟する全市町村が凍結解除を求める議会決議をしております。そして、平成19年には北海道議会においてもサンルダムの計画変更を承認する議決をされている。もう流域には何ら問題支障がない。そして関係する団体も、この着工についてのご理解をいただいているということです。これほど条件が整ったダム工事を進めることができるダムはないと、私はそのように思っています。今は何ら障害もない。一日も早く結論を出し、本体着工をしていただくことが、我々住民、地域に住むものに応えていただく国の政策であると考え、北海道開発局に期待をしお願いし、意見交換ということで、どうしてもこれだけはどうしても言わせてもらいました。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（河川調整推進官）：

和寒町さん、お願いいたします。

和寒町長（伊藤 昭宣）：

和寒町でございます。これまで各首長さんから、このサンルダムのこれまでの経過や今後の推進策について意見が述べられていまして私も同意見でございます。一日も早くこの検討会議を終結していただきたいということ、まず一つお願いをさせていただきます。

それから、皆さんは国の機関ですから、この場でこういう要望が地方から出ているということ、是非、政府や民主党に伝えていただきたいという思いです。民主党は、コンクリートから人へということで、大変すばらしいスローガンを掲げて政権交代を

果たしたんですけれども、同様に国民の声というものをしっかり聞いてほしい。現場の声、地方の声を、現地へ来て本当の生の声を私は是非聞いていただきたい。

そういうことで、機会があれば、和寒町長とはっきり言っていただけて結構ですので、みなさんそういう思いだろうと思いますので、是非、そういうことも申し入れとか示していただきたい。このようにお願いいたします。

事務局（河川調整推進官）：

剣淵町さん、お願いいたします。

剣淵町長（佐々木 智雄）：

せっかくの機会ですので一言お話をさせていただきたいと思いますけれども、実は流域の上の方でサンルダムには直接関係ないといえば関係ないのかもしれませんが、実は、ちょうど昨年9月ですか、政権交代されてサンルダム問題が浮上しまして、剣淵のダム、西岡ダムというのが建設中で対象になったダムの一つですけれども、幸いにいたしまして9月に完成しております、本当に完成して良かったなと思っております。

平成5年から非常に長い間かかって用地買収等いろいろあったんですけれども、地元住民は本当にこのダムができあがり、安堵の気持ちであります。

また、剣淵は特に水道水が非常に悪く、泥炭地のところですので、町民みんなが水道にやっぱり苦労して来たということで、このダムができて利水の関係それから治水においてもいつも雨が降ると本当に氾濫してしまう川なんですけれども、このダムは本当に小さなダムなんです、ダムができて、特に今年は集中豪雨が多かったんですけれども、集中豪雨に対しても機能を十分に発揮して下流の住民の皆さんは安心して生活ができました。そういうこともございます。

下川のサンルダムも全く同じような考え方を持っていると思いますので、一日も早く着工できるようにこの会議も進めていただけてほしいなと私からも一つお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（河川調整推進官）：

名寄市さん、どうぞ。

名寄市長（加藤 剛士）：

名寄市も、平成7年から共同事業者ということで、水道水確保を図るためにサンルダムの建設に参画しているという立場から、一言この事業について話しておきたいと思っております。

今、下川の町長からお話がありましたけれども、この建設の事業着手に至るまでの先人の皆様の多くのご苦労の歴史があったというふうに認識しております、本体着工目の前にしての凍結は、そうした皆さんの思いを含めて考えた時に憤りを感じるということです。

今、写真でも出ましたけれども、度重なる水害がこの地域に発生しております。事業着手した平成5年以降も、平成6年8月、平成13年9月、平成18年には5月と10月の2回、本年7月と大きな洪水被害が発生しています。未だにこの地域では、こうした不安は解消されていません。サンルダム建設の目的は少しも薄れていないと思っております。

加えて名寄市のことでありますけれども、このサンルダムによる新たな水利権を活用して、4,000人近い給水人口を抱える風連地区、あるいは陸上自衛隊の名寄駐

屯地の給水統合事業を始め水道未普及の地域解消等、多くのダムに関わる事業を抱えております。この事業の停滞は、即ちこの地域のまちづくりに大きく影響しているということでございます。

また、近年の異常気象、名寄川における湯水被害も先ほど出ておりました。水道水源としての水質の悪化が毎年のように問題になる等、河川の生態系を保全するいわゆる流水の正常な機能の維持に対するサンルダムへの期待も一層高まっていると認識をしています。何回も言いましたけれども、天塩川流域委員会等々の様々なこうした議論経過があるにも関わらず、今一度、こうした全国一律に見直しを求める国の動きに大きな違和感を感じるのには、私だけではないというふうに思っています。

改めてサンルダム早期完成に向けて、その対応を強く求めさせていただきたいと思っております。

事務局（河川調整推進官）：

音威子府村さん、お願いいたします。

音威子府村長（千見寺 正幸）：

このサンルダムが計画されてから約20年近くかかっているわけですが、本当に長いなど、この計画が始まったのは必要だから当然こういう話が出たんですし、今、総工事費528億円の内の272億円、進捗率52%と半分以上やってるわけでありまして、平成21年12月に本体工事が着工するところで頓挫したということでもあります。

本当に多くの人、皆さんが待ちに待っていたことでもありますし、いろんな効果の見方があるわけでもありますけど、今、世の中全体が安心・安全を求めています。

そのためにダムというものが計画されたわけですし、今回の検討はどのくらいで終わるのか。速やかにというお話になっていきますけれども、ダムも作れば3年ぐらいで完成するんだと思います。それが終われば地域の皆さんの安心・安全が確保されるということで、ほっとすることだろうと思います。

そして、河積というのがあるようでもありますけど、それはたぶん大水が出てきましたら、この部分がまた、残念ながら確保されない部分が出てきて、その繰り返しかなと思いますので、このサンルダムを一つのプロジェクトとしまして、ダムはダムであり、さらに河積は河積で両方進行させる。そして今年の7月、あるいは8月のゲリラ豪雨のようなときに災害とならないよう、モデルとして進めていただきたい。そういうふうに思っています。

事務局（河川調整推進官）：

天塩町さん、お願いいたします。

天塩町長（浅田 弘隆）：

この天塩町の場合で申し上げます。

この中に漁業権がございまして、問題がいろいろありましたけれども、皆さん意見が整ってしまっていて特に問題ないと思っております。今、上流の方で大雨が降ると全部下流に流れてくるというわけございまして、ゴミから何から皆流れてくる。

しかしながら、大雨が降るたびに今年も3、4回相当の物が流れてきました。その中で海岸が非常に汚れるわけでもありますけれども、ダムが造られて環境が良くなってくると考えますと、下流の方にもそういう恩恵があるのかとこんなふうに思います。

環境が良くなれば、流域の皆さんから理解がされると思いますし、いろんな意見があるかと思いますが、私も当初の話が出た頃ころからずっとこの会に参加してきました、先ほど20回と言ってましたが20回の倍ぐらいあったと思います。

天塩川治水促進期成会の名寄市長さんが会長さんで、天塩町が一番下流ということで副会長を仰せつかっております。その中でも早く進めてもらいたいという話がありましたし、議会等でも議決をしているということでもありますし、期成会としてはずっと前から進めていただきたいということでやってるわけであります。

今、改めてこれを取り上げてゼロから出直しということだと、同じことを繰り返すことになるのかなと思います。できるだけ早く、できればこの1、2回で結論を出していただきたいとの思いもあります。私達もその一員としまして、一番下流部の町としてこのように思いますので、よろしくお取り計らいお願いします。

事務局（河川調整推進官）：

美深町さん、どうぞ。

美深町長（山口 信夫）

先ほどから検討作業を速やかにとお話でしたけれども、早急をお願いをしたい。それぞれ流域の市町村皆どこも問題ない、こういうことですのでよろしくお願いしたい。

先ほど、天塩川流域の概要の説明ということで、それぞれお話を聞かしていただき、それぞれ河道の整備であるとか、また、堤防整備であるとか、本当に着々と進めてもらってありがたく思っているわけであります。

また、一部我が町に支流もありまして、魚道等もやっていただきまして、さらには親水ということで三日月湖、アイランド等を整備をしていただき感謝をしております。ただ、どうしても今、山は木が天然林等が非常に少なくなってきて、皆伐状態のような感じで、大雨が降った時に一気にこのような状況になってしまい、職員はそれぞれやっているんですが、ただ植えているのがどっちかというカラマツといった樹種が多くて保水力が非常にない、そんな感じでございまして、昨年のようなあの程度の雨でもどっと水が出て災害が起きる。もっと大きな雨が降るといことになれば大災害になるのかな、そんな心配をしております。それぞれ堤防整備等進めておられますけど、何が何でもサンルダムは水の調整ということが大事でありますのでよろしくお願いしたい。

そして、同時にこのダムは多目的でありますので、その辺のところを十分に考えていただきたい。我が町にも小さな発電所がありますけれども、支流に持っていますけれども、ダムで発電ということもあり、今、エコが求められているのかな、そんな感じもするわけでありまして、是非とも早急に工事が開始できますよう検討作業を速やかに進めてほしいと願いを込めて、よろしくお願いをしたい。

事務局（河川調整推進官）：

豊富町さん、いかがでしょうか。

豊富町長（工藤 栄光）：

皆様方と同じご意見になるかと思いますが、先ほどの土別市長さんが仰った国のコンクリートから人へ政策転換、この検討の場というのはこれを否定するものでもないし、また、自然との共生これも否定するものでもありません。

サンルダムに関しては、過去の経緯だとか、背景では今まで皆さんが言っているように、水害に苦しんだり、雨による増水氾濫、その都度、怯えて暮らしてきた住民の方々、

文字通りの悲願であったはずですが、悲願達成のために多くの議論だとか多くの犠牲を払ってきた背景がある、そういうプロセスでないかと思っております。その進めてきたプロセスの中で、ダム建設に向けてスタートしたときの住民方々の喜び、不安から解消される喜びは計り知れないことではなかったかと思えますし、これを受けて本体着工まで先ほどいろいろご説明あったように投資してきた額、これは少なくなかったということだと思えます。

こういった背景から、皆様方が言われているように、もう一度、検討の場の中で検討されるということでもありますけれども、それでは住民の方々の先ほど名寄市長の仰った不利益また被害の担保性、それから水利だとかの担保性の責任は誰が取るのか、そういう責任が明確になっていない中で、もう一度、きちっと時間押し戻してやることも必要なことでもありますけれども、これをいたずらに長く持つていくことの責任は誰が取るのかということをごささん方の意見の中で感じたことでもあります。

したがって、今まできちっと議論してきたプロセスを大事にしながら、そしてその沿川の方々の苦労もその痛みをきちっと受け入れながら、どうあるべきかを早い時期に方向性を出していくのが、この流域の我々の責任でなかろうかというふうに考えておりますので、一つ意見として提案をさせていただきます。

事務局（河川調整推進官）：

幌延町さん、お願いいたします。

幌延町総務課長（谷口 寿宏）

剣淵町長さんからダムの成功例を聞きまして大変勉強になりました。

事務局（河川調整推進官）：

北海道さん、何かございませんでしょうか。

北海道建設部土木局長（田中 実）：

北海道も、厚幌ダムが本体着手間近で検証ダムとなりまして、今、検証を進めているところでございます。同様になぜ今なのか、なぜこの形で検証するのか、または首長さんからはできるだけ早く進めてくれとお言葉をいただいているところでございまして、私どもとしましては検証の結果がダムになるかは別としまして、次に進むステップとしてこれを踏んでいかなければならないのかなと考えております。サンプルダムにつきましても、知事を始めといたしまして抜本的な治水対策として、また水の利用としてダムに対する熱い思いを皆様から伺ったところでございます。

また一方、ダム事業につきましても、道内様々なご意見があると私どもも理解しております。北海道開発局さんにおかれましては、天塩川河口から上流までこの事業に関わる方々のご意見を広くお伺いしていただいて、対応方針をできるだけ速やかに決定していただけるようにと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

事務局（河川調整推進官）：

ほかにございませんか。中川町さん、どうぞ。

中川町長（亀井 義昭）：

確認なんです、この検討の場がまた次回設定されまして、その時先ほど仰られた26のいろんな検討内容があると、例えば、遊水地案というのが提案されてそれに対して我々流域市町村長の皆さんが集まられてそれに対して意見をいう設定になって来るんですか。

事務局（河川調整推進官）：

そのように考えております。私ども先ほど申した検討を速やかに進めまして、その検討内容についてご説明させていただきたいと思っております。それについて、この場ではご意見を伺うというふうに考えております。

中川町長（亀井 義昭）：

例えば、天塩川流域の概要3ページの所、私の町の中川町は、昭和20年、42年、平成12年と蛇行河川が毎年毎年洪水に苦しめられるということで、ショートカットされて捷水路が建設されて、それによりまして市街地がしっかりと形成される、農地も確保される。農地開発との密接な関係があるということが歴史的にあるわけです。もしこれが、この絵の様に昭和22年のこの段階の状態、しかも人が住んでいない状態であれば、この地域に畑を作るな、人は住むな、そういうことで遊水地にしますということであれば計画は可能だと思います。しかし、現実には人が住んで農地が展開されている。そこにおいて、どういうふうに人類の英知をつかって生命財産を守るかという議論になってきていますので、おそらく、流域委員会の時も大体この地域の旧河川を利用した遊水地案ということで一部出ています。ただし、それは委員からも出ていますけれども、そういう考えもある程度じゃないかと、現実には本当にそれが可能かどうかということ議論する時間が非常にもったいないのではないかなと思っっているんですね。しかも、それを遊水地に戻して、そうしますとたぶん完成断面の本堤防を切って、小堤防を築いたりとか農地買収したりとか、そういったことを確保するとか、さらに住民の民家をどうやって守るとか、余計に金がかかる余計に時間がかかる。

先ほどありましたけれども、サンルダムであれば3年で効果が期待されるんですけども、この先10年、20年で本当にそういうことをやると提案された時に、私達それに対して意見を言えと言われましても、ちょっと申し訳ないんですけど罵倒するような意見を出さざるを得ないことになると思うのです。できればもっと賢い議論ができるような形でやっていただく方法はないでしょうか。そこは可能性があるかないかも全く考えないで、出された素案に対して意見を申すということで、何回も何回も回を重ねなければいけないことなんでしょうか。

事務局（河川計画課長）：

今の件につきまして、私ども、冒頭局長も挨拶しましたけれども予断を持たずに検証する指示が出ておりますので、少なくとも26項目については一つ一つ再検討しようと考えております。

#### 4. その他

事務局（河川調整推進官）：

それでは、これを持ちまして第1回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を終わらせていただきたいと思います。

ご出席の皆様におかれましては、年末のお忙しい中お集まりいただき大変ありがとうございました。また、会場の皆様におかれましては、議事の運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

本日使用しました資料は、北海道開発局のホームページに公表したいと思っております。また議事録につきましても、皆さまのご確認をいただいた後に公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

## 5 . 閉 会

事務局（河川調整推進官）：

それでは、第1回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。